

名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242条第 1項の規定に基づき、あいちトリエンナーレ2019の負担金の訴訟費用に係る名古屋市職員措置請求書(別添のとおり。以下「請求書」という。)が提出された。

第1 措置請求の概要

1 請求書の提出日

令和 4年 7月 7日

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨(請求人の求める措置)

「あいちトリエンナーレ2019」実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、実行委員会への負担金の本市負担分のうち未払いとなっている分について、支払いを本市に求めて提訴した事件への応訴に要した費用及び名古屋地方裁判所判決への控訴に要した費用の支出が違法な公金支出であるため、市長に対し、賠償等の措置を求める。

ア 具体的な措置の内容

- (ア) 名古屋地方裁判所判決に対する控訴の取下げ
- (イ) 名古屋高等裁判所へすでに支払った控訴費用(印紙額・郵券)の賠償
- (ウ) 控訴審の代理人弁護士との訴訟委任契約の解除
- (エ) 上記代理人弁護士に対してすでに支払った費用及び契約解除に伴い支払うことが必要となる費用の賠償
- (オ) 応訴に際し代理人弁護士に支払った費用の賠償

(2) 請求の理由

名古屋市があいちトリエンナーレ2019の負担金を支払うことは、名古屋市の議会の議決を経た予算にて決定されていたことであり、支出権限者である市長は負担金を支払う予算を誠実に執行する法令上の義務を負っている。負担金を支払わないとの決定は、市長が独断で行ったものである。

名古屋地方裁判所判決においては、名古屋市としてあらかじめ実行委員会に対して負担を約束した負担金の支払いを拒否することを正当化できるほどの事情変更は認められない、との結論を示しているが、その点からの検討を欠いた控訴の意思表示であると言わざるを得ない。

市長の独断によって負担金を不払いとしたことは憲法を侵害する行為であり、この憲法違反の不払いの結果としての応訴費用及び控訴費用を公金から支出することは違法な支出である。

第2 請求の要件審査

本件は、地方自治法第 242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

地方自治法第 242条第 7項の規定に基づき、令和 4年 8月19日に、請求書における請求の要旨を補足するために、請求人の陳述を実施した。

2 監査対象事項

本件監査においては、請求人の主張する、実行委員会への負担金の本市負担分のうち未払いとなっている分について、支払いを本市に求めて提訴した事件への応訴に要した費用及び名古屋地方裁判所判決への控訴に要した費用の支出が違法又は不当な公金支出であるか、市長はこれらの費用を賠償する必要があるか等を監査対象事項とした。

3 監査対象局

総務局及び観光文化交流局を監査対象局とし、文書照会による調査を行った。回答は概ね次のとおりである。

(1) 代理人弁護士との訴訟委任契約について

応訴に係る訴訟委任契約に関する委任状（令和 2年 5月25日付）及び控訴に係る訴訟委任契約に関する委任状（令和 4年 5月30日付）を提出する。

(2) 市長の予算を誠実に執行する義務について

あいちトリエンナーレ2019では、その展示の一つである「表現の不自由展・その後」が社会的な問題となったにもかかわらず、開幕後、実行委員会運営会議の開催がなされなかった状況等を踏まえ、本市として、負担金のあり方について検討するため、「あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会」を開催した。当委員会でのご意見を尊重しつつ、あいちトリエンナーレ2019が公共事業であり、不自由展における展示内容が政治的中立性を欠くものであること、また市に対する報告義務違反や運営会議の不開催が負担金の交付条件に定める事情の変更にあたるとして、支払いを保留していた 3,380万円余は支払わないことを市として決定した。

(3) 控訴にあたっての検討について

本市の認識としては、前記 (2)で述べたとおりである。しかし、第一審の判決では、本市がこれまで主張してきた負担金の交付条件に定める事情の変更にあたるとした内容が基本的に認められておらず、当判決を不服とし、 5

月30日に控訴を提起した。

本市としては、これまでの主張に加え、あいちトリエンナーレ2019の公共事業性として、あいちトリエンナーレ2019は、県・市それぞれの行政計画において公共事業としての位置づけが明記されており、公共事業にほかならないこと、本件不支給決定に係る適法性判断として、負担金の支出は予算の執行権者である地方自治体の長の裁量に委ねられていることについて主張するなど、控訴審においても引き続き必要な主張を行っていく。

(4) 応訴費用及び控訴費用の違法性について

応訴、控訴ともに、本市組織として市長の意向を踏まえ、弁護士にも相談の上、意思決定をしたものである。また、控訴の提起については、名古屋市会においても令和4年6月定例会にて、承認議案として7月4日に承認されたところである。

したがって、応訴及び控訴については、組織として決定したものであり、適切な支出であったと認識している。

また、応訴及び控訴における弁護士訴訟手数料並びに控訴における郵券代等に係る支出関係書類を提出する。

第4 監査の結果

1 監査委員の判断

(1) 名古屋地方裁判所判決に対する控訴の取下げについて

請求人は、市がすでに行った名古屋地方裁判所判決に対する控訴の取下げを主張している。しかし、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は財務会計上の行為に限られるものであり、控訴の取下げは財務会計上の行為に該当しないため、請求の対象として認めることはできない。

(2) 名古屋高等裁判所へ支払った控訴費用（印紙額・郵券）の賠償について

前記(1)で述べたとおり、住民監査請求の対象は財務会計上の行為に限られていることから、本件応訴及び控訴が違法又は不当であるかどうかの判断は監査委員のすべきところではない。仮に請求人の主張が、負担金の不払いが違法であり、その結果としての応訴費用及び控訴費用の支出が違法であるという主張であったとしても、平成4年12月15日最高裁判所判決において、先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、支出行為が違法となるのは、原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると判断している。なお、名古屋高等裁判所へ支払った控訴費用（印紙額・郵券）の支出行為自体に違法又は不当な点は認められなかった。

したがって、名古屋高等裁判所へ支払った控訴費用（印紙額・郵券）の賠

償を求める請求人の主張には理由がない。

(3) 控訴審の代理人弁護士との訴訟委任契約の解除について

前記 (2) の考え方と同様であり、控訴審の代理人弁護士との訴訟委任契約の締結行為自体に違法又は不当な点は認められなかった。

したがって、控訴審の代理人弁護士との訴訟委任契約の解除を求める請求人の主張には理由がない。

(4) 控訴審の代理人弁護士に対して支払った費用及び契約解除に伴い支払うことが必要となる費用の賠償について

前記 (2) の考え方と同様であり、控訴審の代理人弁護士に対してすでに支払った費用の支出行為自体に違法又は不当な点は認められなかった。

したがって、控訴審の代理人弁護士に対してすでに支払った費用及び契約解除に伴い支払うことが必要となる費用の賠償を求める請求人の主張には理由がない。

(5) 応訴に際し代理人弁護士に支払った費用の賠償について

請求人は、応訴に際し代理人弁護士に支払った費用について訴訟委任契約の最後の履行日から 1 年を経過していないため、市へ損害を賠償するよう主張している。しかし、監査対象局から提出された書類によると、代理人弁護士に支払った費用（弁護士訴訟手数料）は令和 2 年 6 月 19 日に支出されている。

費用の支出から既に 1 年を経過して請求がなされ、かつ、監査請求期間を経過したことに正当な理由があると認められないため、地方自治法第 242 条第 2 項の規定により請求の対象として認めることはできない。

2 結論

以上述べたとおり、請求人の主張する、実行委員会への負担金の本市負担分のうち未払いとなっている分について、実行委員会が支払いを本市に求めて提訴した事件への名古屋地方裁判所判決に対する控訴の取下げ及び応訴に際し代理人弁護士に支払った費用の賠償については、住民監査請求の対象として認めることはできず、これらを却下し、名古屋高等裁判所へ支払った控訴費用（印紙額・郵券）の賠償、控訴審の代理人弁護士との訴訟委任契約の解除並びに控訴審の代理人弁護士に対して支払った費用及び契約解除に伴い支払うことが必要となる費用の賠償については、措置する必要は認められない。

(別添)

名古屋市職員措置請求書

2022年7月7日

名古屋市監査委員 御中

請求人 (住所、氏名等は省略)

第1 市長等執行機関や職員に関する措置請求の要旨

1 請求の内容

(1) 請求1 (違法若しくは不当な公金の支出)

市長において、2022年5月30日、「あいちトリエンナーレ2019」実行委員会に対する名古屋市負担金の未払い分の支払を命じた名古屋地方裁判所判決(名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第2098号事件)に対し、市に控訴手続を行わせ、支出権限者である市長として印紙額及び郵券を市に支出させた。

(2) 請求2 (違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行)

市長において、2022年5月25日以後、現時点までの間に「あいちトリエンナーレ2019」実行委員会に対する名古屋市負担金の未払い分の支払を命じた名古屋地方裁判所判決(令和2年(ワ)第2098号事件)への控訴を決定し、控訴に際し、控訴審を遂行するため、市に対して代理人弁護士との間で控訴審に関する訴訟委任契約を締結させた。

(3) 請求3 (違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行)

市長において、2020年5月20日、「あいちトリエンナーレ2019」実行委員会への負担金残額を支払わない旨を通知し、2020年5月21日に「あいちトリエンナーレ2019」実行委員会が上記名古屋市負担金の未払い分の支払を求めて提訴した事件(名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第2098号事件)の応訴対応のために、2020年5月21日以降同8月5日までの間に市に対して代理人弁護士との間で訴訟委任契約を締結させた。

なお、請求3にかかる契約の締結若しくは履行については、第一審である名古屋地方裁判所における訴訟委任契約終了が早くとも第一審の審理終結時の令和4年2月25日であることから、契約の最後の履行日(地方自治法242条2項「当該行為の終わった日」)から1年を経過していない。

2 上記行為が違法又は不当であること

(1) 本申立における請求1ないし3はいずれも、2019年8月1日から同年10月14日までの間、愛知県立美術館等を会場に開催された「あいちトリエンナーレ2019」(以下、「本件芸術祭」という)に関し、本件芸術祭代表代行の役職にあった河村たかし名古屋市長が行った「表現の不自由展・その後」の展示中止要請、及び「表現の不自由展・その後」の展示内容を理由とする名古屋市の負担金不払いに関し、本件芸術祭実行委員会が行った提訴に関する行

為である。

(2) 本件芸術祭における市の負担金不払い及び本件芸術祭運営委員会から市に対して提起された訴訟に関する河村たかし名古屋市長の関与を時系列で整理すると次のとおりである。

経過の整理に際しては、愛知県ウェブサイト掲載の「名古屋市負担金（あいちトリエンナーレ）に関する事実と経緯」（資料5の2）及び名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件判決（資料1）を参考にした。

2019年3月17日	本件芸術祭実行委員会運営会議（名古屋市も参加）において、事業計画及び予算が全会一致で議決される
2019年4月16日	名古屋市、本件芸術祭実行委員会へ負担金1億7100万円余の交付を決定
2019年4月26日	名古屋市、負担金1回目を支払う （6524万6000円）
2019年7月19日	名古屋市、負担金2回目を支払う （7197万6000円）
2019年8月1日	本件芸術祭 開幕
2019年8月2日	河村名古屋市長、予告なく「表現の不自由展・その後」の会場を来訪。本件芸術祭実行委員会へ事前協議なく報道陣の前で展示中止主張（資料2）。 その後、愛知県庁などへの「電凸攻撃」が殺到・激化。 同日、実行委員会会長宛、河村名古屋市長（本件芸術祭実行委員会代表代行）より、「表現の不自由展・その後」への抗議及び展示中止文書（「あいちトリエンナーレ2019『表現の不自由展・その後』について」、資料4の6）発出
2019年8月4日	「表現の不自由展・その後」、展示中止
2019年10月8日	展示全面再開。 河村名古屋市長、支持者らとともに愛知県芸術文化センター敷地に無許可座り込み、展示全面再開に抗議（資料3）
2019年10月14日	本件芸術祭閉幕。来場者は過去最高の67.6万人。
2020年3月27日	名古屋市、「あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会報告書」（資料

4の2) 発表。

本件芸術祭の不当な運営に対して、3回目の負担金の不交付という形で抗議の意を表明することは、必ずしも不適當ではないが、本件芸術祭は概ね好評なのですでに交付した1億4000万円弱の返還を求めることは適切ではないとの内容。

同報告書には、参考資料として、委員の個別意見集が別添(資料4の3)されている。委員のうち、名古屋高裁元長官である中込秀樹委員(職歴・経歴に照らし、同検討委員会を構成する5名の委員中で唯一、実務家法曹の経験を有する者と評価される委員)は、名古屋市側が不払いを正当化する根拠として主張している事情変更につき、「負担金交付決定の撤回又は一部取り消しを正当化できる理由にまで高まっている」とは言えないのではないかと、この意見を述べている。

2020年3月27日

河村・名古屋市長より本件芸術祭実行委員会宛、名古屋市負担金3回目を支払わない旨の通知を发出。

2020年5月21日

本件芸術祭実行委員会より名古屋市に対し、名古屋市負担金3回目の支払いを求める提訴(名古屋地裁令和2年(ワ)第2098号事件)。

2022年5月25日

上記事件について、本件芸術祭実行委員会の請求を全額認容する判決(資料1)言渡し。

2022年5月30日

名古屋市、控訴。

(3) 河村たかし名古屋市長は本件芸術祭における「表現の不自由展・その後」の展示の中止を求めていたこと

上記の事実経過のうち、とくに本申立との関係で注目されるべきは、河村たかし名古屋市長が少なくとも3回にわたり、「表現の不自由展・その後」の中止を求めていることである。

1回目は、2019年8月2日、報道陣の前で展示中止を求めたことである。同日配信の朝日新聞デジタル(資料2)では、「報道陣の取材に応じ、少女像の展示について「どう考えても日本人の心を踏みにじるものだ。即刻中止していただきたい」と話した」と報じられている。続いて、「河村氏は大阪市の松

井一郎市長から少女像の展示について「どうなっているんだ」と電話があったことを明かした」とも報じられている。他市の首長であり、河村氏と政治的立場が近いとされる日本維新の会代表である大阪市長から、“少女像の展示”が問題視された経過を、河村たかし名古屋市長自ら、詳らかにしている。2019年8月2日の展示視察直後、河村たかし名古屋市長は、名古屋市民の声を聞いて発言したのではなく、自身の政治信条に基づいて中止要請を行ったのである。

2回目は、2019年8月2日に本件芸術祭実行委員会会長宛、「名古屋市長河村たかし」として、「本事業は、本市の負担金2億円余を含む10億円を超える多額の税金が使われている展示会である。その一企画である『表現の不自由展・その後』は、表現の不自由という領域ではなく、日本国民の心を踏みにじる行為であり許されない。行政の立場を超えた展示が行われていることに嚴重に抗議するとともに、即時、天皇陛下や慰安婦問題などに関する展示の中止を含めた適切な対応を求める。」との文書を発出したことである（資料4の6）。これは明確に公職者である「名古屋市長」としての言動である。また、この文書中、河村たかし名古屋市長は「表現の不自由展・その後」の中で問題であると考えられる展示について“天皇陛下”を加えているが、1回目の展示会場現地での発言に明らかなように、同市長が自身の政治信条に基づいて本質的に問題視していたのは“慰安婦問題”であり、それを糊塗すべく“天皇陛下”を持ち出し、“天皇陛下”に関する観点を付加した文書を作成・発出した。

3回目は、「表現の不自由展・その後」の展示がいったん中止された後、全面再開された2019年10月8日である。同日午前、河村たかし名古屋市長は「表現の不自由展・その後」の展示を見に行き、その場で報道陣へ「再開をやめてもらわないかん」と述べた上、同日午後1時56分に同展示会場である愛知県芸術文化センター敷地に立ち入り、自らが率いる減税日本の地方議員及び愛知維新の会幹部らとともに、再開に対する抗議行動を行った（2019年10月8日配信朝日新聞デジタル、資料3）。その際、表に出して訴えていたのは“天皇陛下”に対する不敬であるという趣旨の内容であった（ただし、「表現の不自由展・その後」では「御真影」を燃やす展示はないので事実誤認に基づく抗議）。また、この抗議行動が、河村たかし名古屋市長の個人的な政治信条に基づいて行われていることは、自身が率いる減税日本の地方議員や、前述した松井・大阪市長が代表を務める日本維新の会の愛知における活動基盤である愛知維新の会の幹部らとともに行動していることから明らかである。

ここで重要な点は、3点ある。

1点目は、河村たかし名古屋市長は、展示内容を見た上で展示内容を問題視して展示の「中止」を公人たる名古屋市長名で文書を発出して求めていることである。展示が一般公衆に向けて開放された後のことであるから、2019年8月2日付文書による中止要請は、事前検閲（憲法21条2項前段）には当たらないものの、事後的であれ、表現内容を問題として中止を求めている。

2019年8月2日以後、河村たかし名古屋市長が行った展示中止要請は、正面から憲法21条1項が保証する表現の自由の侵害にあたる行動である。

2点目は、上記の2019年8月2日、「表現の不自由展・その後」を河村たかし名古屋市長が見た後、名古屋市としての組織的な検討を経ることなく、展示が行われている現地で直ちに、展示中止を求めたことである。河村たかし名古屋市長の独断での展示中止要請であることが明らかである。

3点目は、河村たかし名古屋市長による「中止」要請は、公職者としての市長名でなされているにもかかわらず、市長個人の政治信条によるものであることである。2019年8月2日、報道陣前での展示中止要請は、河村たかし市長が率いる地域政党・減税日本が連携する日本維新の会・代表の松井・大阪市長に指示されてのことである。2019年10月8日の展示再開に対する抗議行動は、自身の支持基盤である減税日本及び愛知維新の会の構成員を中心に行われている。これらは、河村たかし名古屋市長個人の政治活動であるが、前述したように2019年8月2日「名古屋市長」名での抗議文発出と不可分一体のものとして行われている（河村たかし個人としては抗議を行うが、名古屋市長としての対応はこれとは別、という対応を河村たかし名古屋市長は講じていない）。この状況は、「全体の奉仕者」（憲法15条2項）としての立場からはほど遠く、市長職という公職を悪用し、個人的な政治信条を市長による言動として行ったとの評価を免れ得ない。

(4) 負担金3回目の不払いは河村たかし名古屋市長の独断であること

ア 河村たかし名古屋市長が負っていた予算の誠実執行義務

名古屋市が本件芸術祭の負担金を支払うことは、名古屋市の議会の議決を経た予算にて決定されていたことである。

名古屋市が負担金を支払うことを決定した2019年4月16日より以前、2019年3月17日、名古屋市も出席した本件芸術祭実行委員会運営会議において、本件芸術祭の事業計画及び予算が全会一致にて議決されていた。また、2019年3月27日には、本件芸術祭芸術監督による企画発表会を行い、「表現の不自由展・その後」を行うことを発表し、翌日以降、新聞においても広く報道された。

このように、支出権限者である名古屋市長としては、負担金を支払う予算を誠実に執行する法令上の義務を負っていた（地方自治法138条の2第1項）。

イ 負担金3回目の支払い拒否が河村たかし名古屋市長の独断によるものであること

しかるに、河村たかし名古屋市長は、2020年3月27日、後述するあいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会報告書を受けた形をとり、同日付にて、本件芸術祭実行委員会へ、名古屋市の負担金3回目を支払わない旨、通知した。河村たかし名古屋市長は、上記検証委員会報告書が出された当日、直ちに市長の独断にて上記通知を断行したものである。

令和元年度決算においては、負担金3回目に宛てる予定であった予算を不用額（名古屋市予算規則参照）として処理した（現在、名古屋市が負担金3回目の支払を確定判決によって命じられた場合、支払に宛てるための予算は確保されていない）。

河村たかし名古屋市長は、展示中止の要請を独断で行っていたが、負担金を支払わないとの決定についても、予算を誠実に執行すべき法令上の義務を負う河村たかし市長が独断で、予算の誠実な執行と異なる執行の決定を行ったものである。

令和元年度予算に含まれていた3回目の負担金を不用額と計上させたことは、地方自治法上、市長に課せられた予算の誠実執行義務に違背したものであり、河村たかし名古屋市長の独断によるものと評価されねばならない。

ウ あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会による検討は河村たかし名古屋市長の独断であることを覆すものではないこと

名古屋市は、河村たかし名古屋市長の独断によって負担金不払いとなった、という形になることを避けるため、あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会を急遽構成し（資料4の1）、2020年3月27日付にて、負担金3回目の不払いを正当なものとする同検証委員会の報告書（資料4の2）を公表した。

しかしながらまず第一に、有識者による検証委員会の報告書は、地方自治法上の位置付けのない民間の委員会による見解である。地方自治法上、首長に課されている予算の誠実執行義務とその重みはまったく異なる。

第二に、同検証委員会報告書の結論は上述したとおりであるが、同検証委員会報告書の参考資料とされた、委員の個別意見（資料4の3）においては、これとは異なる意見が明らかにされていることである。すなわち、同検証委員会を構成する5名の委員のうち、職歴・経歴に照らして唯一、実務家法曹としての経験を有すると評価される中込秀樹委員（元・名古屋高裁長官）が明らかにした、名古屋市による負担金3回目不払いを正当化するに足りるだけの事情変更は認められないとの意見である。中込意見は、実務家法曹の見解としては至極常識的な内容であり、かつ仮に本件芸術祭実行委員会から名古屋市が訴訟を提起された場合の訴訟の見通しを立てるにあたって十分斟酌されるべきであった。ところが、この中込意見は、上記検証委員会報告には取り上げられることはなかった。

この一事からも、同検証委員会が河村たかし名古屋市長の見解を一から検討するためのものではなく、同市長の見解に従う前提で、同市長の見解に“権威付け”を行うためのものであったことがうかがわれる（この点において、同検証委員会の開催費用についても、本来であれば請求1～3と同様、住民監査請求の対象とすべきである。しかしながら、検証委員会はその事務を終えてから現時点までにすでに1年以上が経過していることから、対象とはしない）。

結局、検証委員会を開催し、報告をとりまとめさせても、名古屋市負担金3回目の不払いが河村たかし名古屋市長の独断であることはまったく揺るがない。

エ 本件において、名古屋市長は財政民主主義の規律にのっとり、職務を誠実に遂行すべき立場にある。この立場を、私人である河村たかし氏の見解によって歪め、民主的な手続を経ることなく、名古屋市負担金3回目の不払いを決定・執行した。

少なくとも地方自治体首長としての法令上の予算誠実執行義務に違背する独断によって、名古屋市負担金3回目が不払いとされた。この経過は、名古屋市が名古屋地裁令和2年（ワ）第2098号事件に应诉する必要が生じたそもそもの理由にかかわるものである。本請求の審理に際し、「名古屋市は、本件芸術祭実行委員会から提訴されたのだから、应诉は致し方ない」という形式的な評価ではなく、この経過（河村たかし名古屋市長が個人的な政治信条に基づいて、展示中止を求める憲法21条に違反する言動をした上、特定の作品に対する個人的な評価を宣伝し、それが名古屋市の主張であると振る舞うことを通じて思想・良心の自由を保障する憲法19条を侵害しながら、独断により予算として組み込まれていた負担金3回目の支払拒否を決め、執行をとりやめたこと）を踏まえた評価がなされねばならない。

(5) 河村たかし名古屋市長が挙げる負担金不払いの理由は、憲法違反であること

ア 河村たかし名古屋市長が挙げる負担金不払いの理由

河村たかし名古屋市長が挙げる負担金不払いの理由は、手続き上の瑕疵と公共事業としての問題点の2点である。これは、名古屋市議会2020年6月定例会における、減税日本・佐藤ゆうこ市議の質問に答えた内容（資料6）である。手続き上の瑕疵は、あらかじめ危機管理上重大な事態の発生が想定されたにもかかわらず本件芸術祭運営委員会会長代行の河村たかし名古屋市長に知らされず、運営会議が開催されなかったというもの、展示中止・再開についても運営委員会が開かれなかったというものである。公共事業としての問題は、「県と市が大きな負担金を支払う公共事業」であるとの認識の上、「多くの人が快く思わない可能性のある作品が展示された」ことが問題であると述べられている。河村たかし名古屋市長は「政治的主張を目的とした慰安婦像と同じ形状の作品や昭和天皇の肖像画をバーナーで燃やして——これ、バーナーという意味は大きいんですよ、暴力的に燃やしたということです——バーナーで燃やし、灰を足で踏みつける場面を含む動画作品——なお、これは名古屋市に示されました7月22日の資料では別のものが示されておりました——また、愚かな日本人の墓という意味のタイトルで、出征兵士のために寄せ書きした日の丸と捉えられているものが貼りつけられた作品などでございます。行政が関与する展示においては、特定の政治思想に偏ることなく、全体の奉仕者として政治的中立性は十分意識すべきものであります。本市の芸術文化団体の活動に対して助成する際の要綱等でもそういった点を考

慮しており、本件のような事業へ公金を使うことはふさわしくないと考えております。」と述べ、「だからこそ、再三にわたり実行委員会運営会議において議論することを要請」した（のに議論されなかった）と述べている。

名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件における名古屋市の主張（同事件地裁判決における被告の主張まとめ参照）は、この河村たかし名古屋市長の考えにのっとったものであり、名古屋地裁の訴訟においては河村たかし名古屋市長の考えに従って訴訟が遂行されたことが分かる。

イ 河村たかし名古屋市長の負担金不払いの理由は憲法違反である。

（ア）「全体の奉仕者」（憲法15条2項）としての言動ではないこと

河村たかし名古屋市長は、公務員が「全体の奉仕者」（憲法15条2項）を挙げ、「全体の奉仕者として政治的中立性は十分意識すべきもの」（2020年6月定例会における答弁、資料6）であることを負担金3回目不払いの根拠に挙げる。

しかるに、まず第一に芸術作品について「政治的主張」による作品であるとの評価、及び「政治的に中立」な作品であるとの評価は、一義的に行うことができるものではない。芸術作品は、作り手の制作動機や主観にしたがって評価・鑑賞されねばならぬものではなく、受け手（鑑賞者側）の感受性によって、何を表しているものか、主題の受け止めも変わり得る。政治的出来事をきっかけにあるいは何らかの社会的事件をモチーフに制作された作品であることをもって、芸術作品が特定の「政治的主張」を一見表すものと評価されるとしても、「政治的主張」のみを表したものと固定的に評価されるものではない。まして、受け手（鑑賞者側）の評価は、作品の制作動機や制作過程に縛られるものではないから、特定の「政治的主張」のみを表したものであると固定した評価がなされるものではない。

これに対し、河村たかし名古屋市長は、本件芸術祭「表現の不自由展・その後」の大浦作品、キム作品及び中垣作品について、“慰安婦問題”の否定という自らの信条に基づき（キム作品について）、自らが抱いている天皇制への素朴な“憧憬”の念に基づき（大浦作品について）、あるいは自らがかくあるべしと信じている“愛国心”に基づき（中垣作品について）、「政治的主張」を示した作品であって、政治的中立性を欠くと解釈した。

河村たかし名古屋市長が上記作品らを特定の「政治的主張」を示す作品であると解釈することは自由である。

しかしながら、その解釈を、公人である名古屋市長として（2019年8月2日の本件芸術祭実行委員会会長宛抗議文は「名古屋市長」として発出している）表すことには別の問題が生じる。河村たかし名古屋市長は、これら展示作品の内容につき、特定の「政治的主張」を表したものであるという自身の解釈を公言した上で、減税日本あるいは愛知維新の会のメンバーと共有し、本件芸術祭「表現の不自由展・その後」の展示への中止要

請、中止後の再開への抗議を行った。その結果、名古屋市負担金3回目を支払わないことを決めた。

河村たかし名古屋市長は、必ずしも一義的に定まるものではない芸術作品の評価について、自身の個人的な見解にすぎない解釈（「これら作品は特定の『政治的主張』を表したものである」との解釈）を、公人としての立場で一義的に導かれる解釈であるかのごとく述べ、自らと政治信条を同じくする自らの支持者とともに、個人的な見解に基づく抗議行動も行った。

このような河村たかし名古屋市長の言動こそ、自らの個人的な政治的主張を公人の立場で表し、そのみが正しいものであるかのごとく振る舞う態度である。「全体の奉仕者」であるべき名古屋市長の立場を顧みないものであると言わねばならない。

(イ) 表現行為（憲法21条1項）を害していること

河村たかし名古屋市長の名古屋市負担金3回目不払いを正当化する主張は、前述したように、大浦作品、キム作品、及び中垣作品について特定の「政治的主張」を表す作品であるとの評価を前提に、「本件のような事業へ公金を使うことはふさわしくないと考えております」というものである。つまり、河村たかし名古屋市長は、負担金3回目の不払いという形式を借りて、これら作品を本件芸術祭において展示しないことを求めている。

ここで憲法21条1項との関係において問題となるのは、展示内容が政治的中立性を害する「政治的主張」であることを決するのは誰か、という観点である。

本件芸術祭に展示された作品には、「表現の不自由展・その後」の展示以外に、たとえば、「《日常演習》2018、「明日への樂園—袁廣鳴個展」TKG+、台北（台湾）Courtesy of the artist」という作品があった。これは、台湾で1978年より続く「萬安演習」という防空演習を捉えた空撮映像作品である。作品解説に「台北の最も賑やかな通りを含む5つの場所が無人となった風景は、一見安定した平和な街の日常に潜む戦争の脅威について私たちに考えさせます。」と記されている。これは「政治的主張」を示す作品とは解釈され得ないのであるか。

また、「《The Clothesline》2019」という参加型作品もあった。これは、本件芸術祭に先立ち行われたワークショップにおいて「女性として差別されていると感じたことはありますか？それはどのようなものですか？」「あなたや、あなたの身近でセクハラ・性暴力がありましたか？それはどのようなものでしたか？」「セクハラ・性暴力を無くすために何をしましたか？これから、何をしますか？」「これまでに受けたセクハラ・性暴力に対して本当はどうしたかったですか？」との4つの問いかけに応じて書き込まれたカードが展示され、本件芸術祭期間中に来場した参加者もカードをその場で書いて展示に追加していくことができるという作品である。作品解説には「作家は、見えにくく、語られにくい性にまつわる差

別や抑圧、暴力について、決してなかったことにはしません。作品を通じて私たちに考えたり対話したりすることを促します。」と記されている。これは、「政治的主張」を示す作品とは解釈され得ないのであろうか。

このように、本件芸術祭に出展された他のいくつかの芸術作品を検討しただけでも、何をもって「政治的主張」というのか、何をもって政治的に中立である、というのかは一義的に、容易には判断しがたいものであることがわかる（なお念のため、請求人らはここで例示した作品について、政治的中立性を欠くから公金を支出して行うに問題のある展示であると主張しているわけではない）。

河村たかし名古屋市長が本件芸術祭「表現の不自由展・その後」の展示への中止を求めた要請からも、政治的中立性を欠くかどうかの判断が容易でないことは明らかである。すなわち、河村たかし名古屋市長は、最初（2019年8月2日の展示視察直後、資料2）はキム作品のみを、つぎ（2019年8月2日付抗議文、資料3）にはキム作品及び大浦作品を、その後（2019年9月20日付公開質問状、資料4の6）にはキム作品、大浦作品及び中垣作品を、それぞれ「政治的主張」を表す作品であるとして問題視するようになった。河村たかし名古屋市長が問題とする三作品のうち、当初から一貫して問題視されてきたのはキム作品であり、短期間のうちに問題視される対象作品が増えている（大浦作品、次いで中垣作品）ことから、「政治的主張」を表す作品かどうかの判断が、一義的で誰から見ても確立した判断ではあり得ないことが明らかである。「政治的中立性」を欠くかどうか、あるいは「政治的主張」かどうかの判断は、公職選挙法上の選挙運動に明らかに該当するような場合を除き、場当たりの、恣意的にならざるを得ない。

このように、「政治的主張」を表す作品（政治的中立性を害する作品）であるか否かの判断は一義的で確立したものではない。

それにもかかわらず、河村たかし名古屋市長が個人の政治信条に基づき独断によって「政治的主張」を表す（政治的中立性を欠く）作品であると評価し、そのことを理由に作品の展示中止（展示再開への抗議）及び名古屋市負担金3回目の不払いを行うことは、果たして憲法上許容され得るか。

まず、河村たかし名古屋市長は、名古屋市負担金3回目の不払いを決するに至るまでの一連の言動において、これら三作品の展示の中止を求めている。このように特定の作品の展示中止を公職者である名古屋市長として求めることは、端的に表現の自由（憲法21条1項）の侵害である（愛敬浩二「公立美術館の利用と政治的中立性」、阪口正次郎・毛利透・愛敬浩二編『なぜ表現の自由か—理論的視座と現況への問い』初版第1刷225頁）。本件では負担金3回目の不払いが、河村たかし名古屋市長による作品展示中止要請と密接に結びついていることに留意が必要である。

仮に負担金3回目不払いを作品展示中止要請と切り離し、負担金3回目

不払いのみを問題として取り上げた場合にも、やはりこの負担金3回目不払いは表現の自由（憲法21条1項）を侵害するものである。前掲・愛敬225～226頁においては「芸術への補助金と同様、政府が私人への表現行為に対して援助をしている場合でも、表現内容に基づいて選別的に援助をすることが禁じられている領域がある」と指摘されているところ、本件はまさに「表現内容に基づいて選別的に援助をする」事例である。そしてその選別は、河村たかし名古屋市長の独断によるものである。

以上のとおり、本件において、名古屋市が河村たかし名古屋市長の独断によって、負担金3回目を不払いとしたことは、憲法21条1項を侵害する行為である。この憲法違反の不払いの結果としての応訴費用（請求3）及び控訴費用（請求1及び請求2）を公金から支出することは、違法な支出である。

(ウ) 市民の多様な思想・信条の自由（憲法19条）を害していること

さらに河村たかし名古屋市長による負担金3回目不払いについて、及び同不払いに対して本件芸術祭実行委員会が提訴した訴訟において、河村たかし名古屋市長は、名古屋市負担金3回目不払いの理由として「多くの人々が快く思わない可能性のある作品が展示された」ことも挙げている。

しかしながら、この発言は芸術作品と思想・信条の自由との関係について、極めて浅薄な理解に基づく発言である。

そもそも、芸術作品が歴史的イベントや社会的イベント、政治的イベントを契機として、あるいは、モチーフとして創造され、一見して政治的主張を持っていると理解される場合も少なくない。多くの芸術作品は、歴史や社会、政治などにおける既成の価値を否定して新たな価値を創造しようとする場合が少なくないから、そのような場合は、一見して政治的主張に立っていると理解されるのがむしろ自然である。

しかし、そのような場合でも、受け手が、芸術作品と対峙し、受容する中で、さらに新たな価値を発見し、創造して行くという精神活動を行うことによって（芸術作品の受け手によるこうした精神活動は一般に鑑賞、批評などと言われている）、特定の歴史的イベントや社会的イベント、政治的イベントに対する見解や、一見しただけで理解されるような特定の政治的主張に縛られることなく、時代や国、社会をはるかに超えた価値を発見し、創造することがあり得るのが芸術である。受け手のそうした精神活動は、芸術作品の作者の意図を超えて展開される場合も少なくない。

たとえば、誰もが知るパブロ・ピカソの絵画『ゲルニカ』は、1937年4月にスペイン内戦でフランコ軍を支援したドイツ（ナチス）軍によるスペイン・バスク州ビスカヤ県の都市ゲルニカに対する無差別爆撃をモチーフとした絵画であるが、『ゲルニカ』の受け手の精神活動は、ゲルニカ攻撃についてのドイツ軍、ナチスドイツのフランコ軍支援に対する批難にとどまらず、人間の死に対する恐怖、死と再生に及び、神のまなざしの意

味を問うなど、もはや特定の歴史的イベント、政治的主張を超えた普遍的価値に及ぶ。

問題とされたキム作品（『平和の少女像』）についても、受け手の精神活動として、韓服を着て姿勢正しく座る少女の中に、悲哀や恐怖を見、また光明を見出そうとする信念を見、戦時下において繰り返される性暴力についてあなたはどうか対応するのかの問いかけを受けるということでもあり得ることであり、少なくともそうした普遍的価値を見出して行く可能性があるから、ハラスメント、政治的偏向などと一義的に断言することができるものではない。

また、大浦映像作品（『遠近を抱えて Part II』）についても、受け手の中には、展開する映像は奥底にある心象風景ではないか、その心象風景の中には日本社会の精神風土が持つ記憶としての国家神道下の靖国信仰（英霊信仰）があり、それと向き合うことが求められているのではないかとして精神的に理解しようとすることもあり得ることである。少なくともそうした精神活動を促す可能性があるから、昭和天皇の肖像を焼くという点のみを捉えて、ハラスメント、政治的偏向などと一義的に断言することができるものではない。

さらに、中垣作品（『時代の肖像—絶滅危惧種 idiotJAPONIKA 円墳—』）についても、墓には太平洋戦争中出征兵士に送られた寄せ書きのある日章旗がかけられ、墓の周囲には靖国神社問題や憲法改悪問題などの新聞記事があり、墓は星条旗の上に建てられているという容易に理解しがたい造形に衝撃を受け、日本や日本人が危うい存在であることへの警鐘と受け止め、思索を深めることもあり得ることである。少なくともそうした精神活動を促す可能性があるから、ハラスメント、政治的偏向などと一義的に断言してよいものではない。

一見して政治的主張に立っているとみられるいかなる芸術作品も、同様に、作者の意図とは別に、あるいは作者の意図を超えて、新たな価値を発見し、創造して行くという受け手の精神活動により、普遍的価値が見出される可能性が秘められている。もちろん、そうした芸術作品の価値は、多くの受け手の鑑賞、批評を経て形成され、あるいは形成されないこともあるのであるが、芸術作品にはそうした可能性があることには変わりはない。

要するに、芸術作品に対しては、一見して政治的主張を持つと理解されたとしても、政治的見解を表したものとのみいうことはできない。アイロニカルな言い方をすれば、どんな芸術作品も、ある者にとっては「ハラスメント」であり、「政治的偏向」であったりするが、それは、受け手による新たな価値を発見し、創造して行くという精神活動の面から見れば、極めて浅薄な見方でしかないのである。

しかるところ、芸術作品の受け手は、作品と向き合うことによる価値の発見、創造といった精神活動を行い、多様な人格的利益を得るはずのどこ

ろ、公権力による芸術作品の政治利用がなされたときは、たとえば、ハラスメント、政治的偏向だと繰り返し主張して扇動されたときは、それが公権力による行為であることによって、受け手の精神活動の自由が少なからず影響を受け、芸術作品から新たな価値を発見し創造するという精神活動から得られる利益は阻害され、芸術作品の持つ可能性も封殺されかねない。

芸術作品の受け手が作品と向き合うことによって新たな価値を発見し、創造するといった精神活動を行うことは、憲法19条の思想良心の自由の保障のもとにあることは言うまでもない。公権力による特定個人に対する抑圧強制といった具体的権利侵害が必ずしも明確でない場合であっても、公権力はそもそも憲法19条に拘束される以上、公権力が特定の芸術作品について、ハラスメント、政治的偏向などと一義的に断定し、否定的価値付けを行うことは、憲法19条に違反する言動と言わなければならない。

ましてや、芸術作品に対してハラスメント、政治的偏向だと貶めることを通じ、公権力の座にある者が自らの政治的主張を扇動するために、芸術作品を政治利用することは、憲法19条に違反し、許されないというほかない。

河村たかし名古屋市長が行った、キム作品等の芸術作品に対する「ハラスメントともいうべき行為、政治的に一方の立場にのみ偏向した」などと主張は、自己の政治的主張を宣伝するために（キム作品については慰安婦問題に対する自己の政治的主張、大浦映像作品に対しては天皇制、靖国信仰に対する自己の政治的主張、中垣作品に対しては、愛国心に関する自己の政治的主張）、芸術作品を政治活動に利用したものというほかない。このような行為が憲法19条に違反することは明らかである。

精神活動が権力のあらゆる干渉から自由であることを日本国憲法19条が保障していることについて、浦部法穂『全訂 憲法学教室』第1版第7刷116～117頁には次のとおり記されている。すなわち、「人間の精神活動は、自分の心の中でものを考え、一定の確信を形成し、それを他の人に伝達し、他者とのコミュニケーションを通じて別の意見や情報を仕入れ、さらにまた自分で考え……、という、いわば連鎖的活動である。この連鎖の環のどこが切られても、人間の精神活動は成り立たない。つまり、この連鎖的活動の全体について、その自由が保障されなければならない、ということである。心の中で考えたり思ったりすること、自分の考えや知っていることを他の人に伝えること、他の人の考えや知識を知ること、このいずれが権力的な干渉によってゆがめられても、人間の精神活動は成り立たないのである。したがって、精神的自由権は、内心における精神活動が権力による抑圧や干渉を受けないこと、内心の精神活動の所産を外へ発表するについて同様であること、そして、他の意見や情報を知ることについて、やはり権力による抑圧・干渉を受けないこと、を内容とするものとして理解される。

●人間の精神活動の内容は、多種多様である。宗教的・学問的・思想的・倫理的・芸術的・娯乐的等々、さまざまである。人間が営むこうしたさまざまな内容の精神活動のうち、どれが価値の高いものでありどれが価値の低いものであるかは、誰も一義的に決めることはできない。ましてや、権力がそれを決めるということになれば、権力というものは、自分に都合の悪い思想や言論を口実がつきさえすれば抑圧したいと思っているはずであるから、結局、権力にとって都合の悪い思想・言論の抑圧につながる。だから、ある種の精神活動を、価値が低いというのでア・プリオリに誠意心的自由権の権利内容から除外してしまうことはできない。精神的自由権は、多種多様な精神活動のすべてについて、権力による抑圧・干渉を受けない権利である。」

この精神活動に関する公権力による干渉からの自由の保障については、名古屋市に対して負担金3回目の支払を命じた名古屋地裁判決において「住民が多様な価値観を持ちながら共存している以上、本件不自由展に限らず、何らかの表現活動を行うことに対して、反対意見が存在することは避けることができない。なかでも芸術活動は、多様な解釈が可能である上、ときには斬新な手法を用いることから、鑑賞者に不快感や嫌悪感を生じさせる場合があるのもある程度やむを得ない。このような芸術活動の性質に鑑みれば、鑑賞者に不快感や嫌悪感を生じさせるという理由で、いわゆるハラスメントなどとしてその芸術活動を違法であると軽々しく断言できるものではない。」（76～77ページ）という形で言及されている。

河村たかし名古屋市長は、本件芸術祭「表現の不自由展・その後」における三作品について、「多くの人が快く思わない可能性のある作品が展示された」と述べた。この発言は、「多くの人」という茫漠とした存在に名を借りながら、実際のところ、「自分に都合の悪い思想や言論」を表すものである河村たかし名古屋市長の独断で評価した三作品について、公職者として、不快感をあらわにした。

河村たかし名古屋市長は、2019年8月2日以降、本件芸術祭の中止を主張し、本件芸術祭「表現の不自由展・その後」の展示中止後の再開に対し、支持者らとともに愛知県芸術文化センター敷地に座り込んで抗議し、令和2年5月21日に負担金3回目の不払いを通知するなど、一貫して、本件芸術祭「表現の不自由展・その後」のキム作品等に対する否定的価値付けを宣伝し、芸術作品を自己の政治的主張を展開する道具として利用し続けた。その上で、本件芸術祭実行委員会から負担金訴訟を提起されると、訴訟の場を利用して、キム作品等を「ハラスメントともいえるべき行為、政治的に一方の立場にのみ偏向した」ものとして、自己の政治的主張を展開する道具として利用し続けた。2022年5月25日、名古屋市が敗訴するや、同月30日、名古屋高等裁判所に控訴し、さらに、河村たかし名古屋市長個人の政治的主張を宣言する場として訴訟の場を利用しようとして

いる。

河村たかし名古屋市長のかかる行為が憲法19条に違反することは明白である。

(6) 控訴に関する違法性、不当性（請求1及び請求2）

ここでさらに、請求1及び請求2のみに関わる事柄となるが、名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件判決に対する控訴は、上述してきた問題点に加え、別途のさらなる違法性、不当性を呈している。

名古屋地裁判決においては、河村たかし名古屋市長の主張に対しても検討され、それぞれ、名古屋市としてあらかじめ本件芸術祭実行委員会に対して負担を約束した負担金の支払いを拒否することを正当化できるほどの「事情変更」が認められない、との結論を示した（主文には、仮執行宣言も付されている）。ところが、河村たかし名古屋市長は「事情変更」がどの程度であれば認められるのかという、名古屋地裁の理屈について検討せず、従前からの自身の主張を繰り返しているにとどまっている。この点は、2022年6月22日名古屋市本会議における河村たかし名古屋市長答弁に明らかである。あらかじめ名古屋市が本件芸術祭運営委員会に約した負担金の支払いを拒否することができるだけの「事情変更」は認められないとの判断は、前述した2020年3月27日名古屋市検証委員会報告の参考資料（検証委員の個別意見）のうち、中込意見と同旨である。法的な観点からの検討としては、「事情変更」が認められる事情の有無が問題となるところ、その点からの検討を欠いた控訴の意思表示であると言わざるを得ない。

そして、河村たかし名古屋市長は、控訴の理由を市議会において「公共事業ではない」と判断されたことを不服として説明し、「全国民の奉仕者」であるべき市としては政治的・宗教的に中立である必要がある、との理由を説明した。それに留まらず、「天皇陛下の肖像をバーナーで燃やす」作品（大浦作品）、慰安婦像（キム作品）、「idiot Japonica」との軍人さんの寄せ書き（中垣作品）を問題視し、政治的中立を「著しく害している」との見解を明らかにした。河村たかし名古屋市長は、控訴審においても、名古屋市としての主張を述べる機会が与えられていることを奇貨として、住民の思想・信条を害する言動を行うことが十分に予測される場所である。

この点、名古屋市議会本会議（2022年7月4日）において、河村たかし名古屋市長が行った控訴手続及び仮執行免脱宣言手続についての専決処分は事後的に承認された（ただし、共産党所属の市議より反対討論があった）。専決処分について事前に審理した名古屋市議会経済水道委員会（2022年6月28日）においては、最終的に専決処分を承認した自民党所属の複数の市議から異論が示された。すなわち、ある自民党所属の市議からは、名古屋市の上記地裁段階における主張について「なかなか穏やかとは言えない言葉が散見される」との指摘、名古屋市としては今回の負担金に関して本件芸術祭実行委員会と話し合いで解決すべきであるとの指摘、及び、「河村市政になってから河

村たかし名古屋市長と見解が異なる事柄について訴訟において決着を図ろうとする場合が多いけれども、中には地裁判決で名古屋市が敗訴した後に名古屋市が控訴した末、訴えを取り下げた件もあったこと（平成23年3月、市議会が市長の中期戦略ビジョンを修正して議決したことについて、議会の議決は修正権を逸脱しているとして、市長が議会を訴えた件）を指摘しながら、公費を使って法廷闘争をしていることについて、名古屋市としての見解を問うた発言があった。また、別の自民党所属の市議からは、地裁判決は名古屋市が第一審において主張した点についてことごとく本件芸術祭実行委員会側の主張が認められている（名古屋市の主張が排斥されている）ことを踏まえ、控訴審でどうたたかうつもりなのかという質問もなされた。本請求において主張している、表現の自由ないし思想・良心の自由の侵害にあたるという観点からの指摘ではないものの、複数の市議から、名古屋市の訴訟遂行時における主張内容及び地裁判決に対する控訴審を公費で引き続き遂行することが問題視されている点は、本件の審理に際して十分に考慮されねばならない。

(7) 小括

以上のとおり、請求1の支出、請求2及び請求3の契約の締結若しくは履行は、いずれも違法又は不当である。

3 名古屋市が被る損害

(1) 請求1について

市が行った名古屋地方裁判所判決（令和2年（ワ）第2098号事件）に対する控訴手続きに伴い市が名古屋高等裁判所へすでに納めた控訴費用（印紙額、郵券）

(2) 請求2について

名古屋地方裁判所判決（名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件）に対する控訴に伴い、市が控訴審の代理人弁護士との間で締結した訴訟委任契約に基づき、市がすでに支払った費用及び今後支払いを要する費用

(3) 請求3について

名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件への応訴に際し、市が代理人弁護士との間で締結した訴訟委任契約に基づき、市がすでに支払った費用

第2 求める措置

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

1 請求1について

(1) 市がすでに行った名古屋地方裁判所判決（令和2年（ワ）第2098号事件）に対する控訴を取り下げること

(2) 上記控訴手続きに伴い、市が名古屋高等裁判所へすでに納めた控訴費用（印紙額、郵券）につき、市長に対して市へ損害を賠償するよう求めること

2 請求2について

(1) 名古屋地方裁判所判決（名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2098号事件）

に対する控訴に伴う市と控訴審の代理人弁護士との間の訴訟委任契約を解除すること

- (2) 市として上記訴訟委任契約に基づき代理人弁護士に対してすでに支払った費用及び上記訴訟委任契約解除にともない支払うことが必要となる費用につき、市長に対して市へ損害を賠償するよう求めること

3 請求3について

名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第2098号事件への応訴に際し、市が代理人弁護士との間で締結した訴訟委任契約に基づき、市がすでに支払った費用につき、市長に対して市へ損害を賠償するよう求めること

以上のとおり、地方自治法242条第1項に基づき、事実証明書を付して、監査委員に対し、本請求を行う次第である。

事実証明書

1. 資料1 名古屋地方裁判所判決(令和2年(ワ)第2098号事件)
2. 資料2 “少女像展示「中止を」 河村市長が知事に申し入れへ”
(2019年8月2日17時00分配信朝日新聞デジタル)
3. 資料3 “河村市長「やめてくれ」 不自由展再開に抗議の座り込み”
(2019年10月8日15時22分配信朝日新聞デジタル)
4. 資料4の1 名古屋市ウェブサイト“あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会について”
5. 資料4の2 あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会報告書
6. 資料4の3 あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会報告書
(参考) その他当委員会の委員の個別意見
7. 資料4の4 公開質問状(令和元年9月20日名古屋市長河村たかし)
8. 資料4の5 上記に対する回答(令和元(2019)年11月5日 あいちトリエンナーレ実行委員会会長 愛知県知事大村秀章)
9. 資料4の6 あいちトリエンナーレ2019「表現の不自由展・その後」について(令和元年8月2日名古屋市長河村たかし)
10. 資料5の1 愛知県ウェブサイト“名古屋市負担金(あいちトリエンナーレ)に関する事実と経緯について”
11. 資料5の2 名古屋市負担金(あいちトリエンナーレ)に関する事実と経緯
12. 資料6 令和2年6月名古屋市議会定例会・令和2年6月26日会議録
(抜粋)
13. 資料7 控訴状

事実証明書(追加提出分)

14. 資料8 控訴理由書その1

- 15. 資料9 意見陳述書
- 16. 資料10 意見陳述書
- 17. 資料11 意見陳述書
- 18. 資料12 意見陳述書
- 19. 資料13 意見陳述書

添付書類
事実証明書の写し 各1通
委任状

請求人目録
(省略)

代理人目録
(省略)

(注) 職員措置請求書は、原文をそのまま掲載した。